



(財)財務会計基準機構会員

平成 21 年 11 月 20 日

各 位

会社名 フタバ産業株式会社  
代表者名 取締役社長 三島 康博  
コード番号 7241 東証・名証第1部  
お問合せ先 常務取締役 佐々木 康夫  
TEL (0564) 31-2211

## 証券取引等監視委員会による当社社員からの情報受領者による 内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社社員からの情報受領者による内部者取引について、金融商品取引法違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。

このような事態が発生したことは当社として誠に遺憾であり、株主・投資家を始めとするすべての関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 勧告がなされた事由の概要

勧告によると、課徴金納付命令の対象者である情報受領者は、当社社員から、同人が社内情報として知った当社の平成 18 年 3 月期、平成 19 年 3 月期および平成 20 年 3 月期の各過年度決算数値に過誤があることが発覚した旨の未公開情報の伝達を受け、この事実が公表された平成 20 年 10 月 15 日より前の同月 6 日に、当社の株券 9,700 株を売付価額 1,135 万 8,700 円で売り付けたものです。

これらの行為が金融商品取引法（平成 20 年法律第 65 号による改正前のもの。）第 175 条第 1 項に規定する「第 166 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して、自己の計算において同条第 1 項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められました。

#### 2. 勧告の内容

上記の違反行為に対し金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金の額は、258 万円です。

#### 3. 社内処分等について

事実関係を現在調査中です。必要に応じて適切に対処いたします。

#### 4. 再発防止策について

当社では、内部者取引管理規程を制定し、内部者取引の未然防止に取り組んでまいりましたが、それにも拘らず今回の事態が生じたことを厳粛に受け止めております。当社は、現在、内部統制体制の再構築に取り組んでおりますが、今回の事態を受け、当社役職員による内部者取引防止の強化・徹底に一層努めてまいります。さらに、当社役職員への行動憲章および内部者取引管理規程の周知・徹底を進め、コンプライアンス教育の一層の強化を図ってまいります。

以 上